

兵庫県伝統工芸助成金交付規程

一般財団法人 e スポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

兵庫県伝統工芸助成金交付規程

第1条 (目的)

この規程は、一般財団法人 e スポーツ・兵庫伝統工芸振興財団(以下「当財団」という)が定める伝統工芸分野の助成金交付に必要な事項を定めるものとする。

第2条 (助成対象者)

助成対象者は、兵庫県内において工芸文化に携わる個人、グループ、団体・法人(NPO、実行委員会、企業等)(兵庫県の工芸品の製造過程において欠かせない材料の生産や工程を担う技術を保有するものを含む)で、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 後継者の育成・候補者の増加に資する活動を行うもの
- (2) 事業継続のための資金を必要とするもの
- (3) 工房の設立又は増改築の資金を必要とするもの
- (4) 斬新で独創的な企画を推進しようとするもの
- (5) その他、工芸文化やそれに関連する生産・技術の発展に資する取組みを行うもの

第3条 (助成対象経費)

助成対象経費は、前条の助成対象者が申請した次の費用のうち、当財団で必要と認める経費とする。

- (1) 後継者の育成・候補者の増加に資する活動費用
- (2) 事業継続のための費用
- (3) 工房の設立又は増改築のための費用
- (4) 斬新で独創的な企画推進のための費用
- (5) その他、工芸文化やそれに関連する生産・技術の発展に資する取組みに係る活動費用

第4条 (助成金の額および助成期間)

助成金の額については、1件あたり年間500万円を上限とし、助成期間は、助成金支給日より1年間とする。

第5条 (交付申請)

助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式 1-1）に次に掲げる書類を添えて当財団に申請しなければならない。

- (1) 助成事業の内容（様式 1-1 別紙）
- (2) 宣誓書（様式 2）
- (3) 事業者の概要、工芸文化の歴史等が確認できる資料
- (4) 助成金対象者の現住所が確認できる資料（免許証又は住民票等）
- (5) 誓約書兼同意書（様式 3）
- (6) 対象経費計算シート（様式 5）
- (7) その他当財団が必要と認める書類

第6条 (交付決定)

事務局は、助成金交付申請書が提出された後、その申請に係る書類等を選考委員に送付する。

- 2 選考委員会は、書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査及び面接等により、助成金を交付すべきものを決定する。
- 3 事務局は、選考委員会で決定された事項に基づき、助成金交付申請書を提出した者(以下「申請者」という)に対して、申請者が指定した連絡先に書面又は電子メールにて、その旨を通知する。
- 4 選考委員会は、助成金の交付対象者の決定及び助成金の交付状況について理事会へ報告を行う。理事会は必要な応じて選考委員会に選考の過程についての説明、及び決定に関する資料の閲覧を請求することができる。

第7条 (変更交付申請)

助成金の交付決定を受けた申請者は、申請した内容又は経費の見積額に変更が生じる場合には、速やかに当財団に変更後の対象経費計算シート等を提出しなければならない。

第8条 (変更交付決定)

前条の変更交付申請があった場合には、選考委員会において、申請の内容を審査し、助成金の変更交付又は取り止めを決定する。

- 2 事務局は、選考委員会で決定された事項に基づき、変更交付申請を行った者に対してその旨を通知する。
- 3 選考委員会は、助成金の変更交付又は取り止めの決定を行った場合には、理事会へ報告を行う。

第9条（実績報告）

助成金の交付を受けた申請者は、助成金支給後1年を経過したときは、速やかに実績報告書（様式4）に次に掲げる書類を添えて当財団に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式6）
- (2) その他当財団が必要と認める書類

第10条（助成金の交付）

当財団が、助成事業遂行上必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。

第11条（助成金の経理）

助成金に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第13条（雑則）

この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

制定 2022年6月19日

改定 2023年6月24日